

# 能力担保・倫理研修部の活動と変遷

会員 高橋 洋平



## 要 約

能力担保・倫理研修部の会務活動は能力担保研修及び倫理研修の運営だけでなく、その関連研修の運営や周辺整備など多岐にわたる。また、時代の変遷に応じて会員の使い勝手を向上すべく、種々の変更を行ってきた。そして、昨年度は付記制度及び能力担保研修の 20 周年を迎えた。コロナ禍の影響で繰り越しになった付記制度等 20 周年記念事業の一環としてこの投稿論文で能担部の活動と変遷を会員の皆様に広くお伝えしたい。

## 目次

1. はじめに：なぜ私が執筆依頼を引き受けたのか
2. 能力担保・倫理研修部の活動
  2. 1 能力担保研
  2. 2 倫理研修
    - (1) e-ラーニング研修
    - (2) 集合研修
  2. 3 民法・民事訴訟法の基礎研修
  2. 4 侵害訴訟実務研修
    - (1) 座学研修
    - (2) 演習研修
3. 能力担保・倫理研修部の変遷
  3. 1 平成 15 (2003) 年度 (初年度)～平成 20 (2008) 年度：6 年目
  3. 2 平成 21 (2009) 年度：7 年目
  3. 3 平成 22 (2010) 年度：8 年目～平成 23 (2011) 年度：9 年目
  3. 4 平成 24 (2012) 年度：付記弁理士制度 10 周年記念シンポジウム開催
    - (1) シンポジウム関連
    - (2) 能担や基礎研修の環境改善やフォローアップ関連
    - (3) (仮) 付記アドバンス研修制度の実施検討
  3. 5 平成 25 (2013) 年度～平成 26 (2014) 年度
    - (1) 時代変化への対応
    - (2) テキスト改訂
    - (3) 講師レジュメの統一
    - (4) 能担の再受講者の受け入れ
    - (5) 付記弁理士の名称検討
    - (6) 倫理研修の対応
  3. 6 平成 27 (2015) 年度～平成 30 (2018) 年度
    - (1) 能担サテライト化の検討
    - (2) 基礎研修の提供方法の変更
    - (3) 倫理研修の受講形態の見直し
    - (4) 能担テキスト採用の判例本の廃止
  3. 7 令和元 (2019) 年度以降
4. おわりに

## 1. はじめに：なぜ私が執筆依頼を引き受けたのか

特定侵害訴訟代理業務能力担保研修（以下「能力担保研修」又は「能担（のうたん）」と略すことがあります。）は昨年に20周年を迎えました。それに伴い、その能担を運営する日本弁理士会研修所の能力担保・倫理研修部（以下「能担部（のうたんぶ）」と略すことがあります。）も設立20周年を迎えました。

一方、私は平成18（2006）年12月に弁理士登録し、平成20（2008）年4月から現在（令和5（2023）年）に至るまで15年以上も能担部に所属しております。つまり、私の弁理士登録歴は能担部の部員歴とほぼ同じであることから、私の弁理士人生は能担部会と共に歩んでいると言っても過言ではないほどに密接に関係していると言えます（注：能担部の定例会を「部会」といい、その構成員は委員でなく「部員」といいます。）。また、能担部では、副部長、部長、担当副所長、平部員の順に各役職を経験させて頂いたので、私なりに各立場の状況をわかっているつもりです。

そんな私ですが、私よりも先に部員になられて長く在籍されていた西野卓嗣先生や私のすぐ後に部員になられた真柴俊一郎先生もすでに能担部に在籍していない一方、有能な後輩部員達もたくさん育ってきていることから、私の能担部での役割は徐々になくなりつつあります。

そこで、私の最後の役割として、能力担保・倫理研修部の変遷と活動を以下に記すことにより、これから会務活動を希望する会員や後輩部員に能担部の会務活動を今後もスムーズに進められるよう、今回の執筆を引き受けた次第です。

## 2. 能力担保・倫理研修部の活動

名前の通り、能力担保・倫理研修部は、主として能力担保研修と倫理研修の企画・運営をしております。その他に担当している研修としては、民法・民事訴訟法の基礎研修（以下、単に「基礎研修」といいます。）、侵害訴訟実務研修（以下、単に「付記研修」といいます。）の座学研修と演習研修があります。では、それぞれの研修を説明していきます。

### 2.1 能力担保研修

能力担保研修（能担）とは、弁理士が特定侵害訴訟に関する訴訟代理人（いわゆる「付記弁理士」）となるのに必要な学識及び実務能力を涵養する研修のことです。この研修は弁理士法第15条の2に基づいて行われる法定研修です。この能担の受講認定がなされると、その受講生には特定侵害訴訟代理業務試験（いわゆる「付記試験」）の受験資格が与えられます。そのため、能担の講義内容や実施回数は厳格に決められており、その受講生は1回の欠席や15分以上の遅刻・早退も許されません。どうしても欠席しなければならない場合、業務出張であれば上司作成の証明書、病欠であれば診断書など、各種の証明書類の提出が求められます。

能担部では、この能担に関する企画・運営を行います。ただ、能担部は各研修の講師を担うための会ではありません。能力担保研修の講師は、日本弁理士会研修所からの依頼に基づき日本弁護士連合会（日弁連）から派遣された知財弁護士です。有名な判例や裁判例、論文、著書等でお名前を拜見する知財弁護士や元裁判官弁護士にも登壇して頂いております。そのため、能担の受講生は、特定侵害訴訟に関する知識や付記試験の受講資格を得られるだけでなく、所外又は社外の知財弁護士と交流を持つことができるという大きなメリットを享受することができます。私自身、私の勤務先から遠距離の裁判所で知財訴訟を代理する際、その地元で有名な弁護士先生に共同受任をお願いすることができました。これも能担部での会務活動のメリットといえます。

能担の具体的な企画・運営は次のとおりです。時系列に沿って説明していきます。

7～8月：受講希望アンケートの実施（受講意思、研修場所等）

9～11月：受講希望アンケートに基づく研修場所・クラス数・講師数の決定

11月：次年度能力担保研修の実施計画の特許庁報告（所長・能担部担当副所長のみ）

12月：受講生の募集、日弁連への講師派遣依頼

- 翌1月：受講生の決定
- 2月：全体講師間会議
- 3月：受講生へのテキスト配布
- 4～8月：能担実施管理
- 8月末：能力担保研修の修了判定意見聴取会（所長・能担部担当副所長のみ）
- 9月：能担受講生に実施した受講後アンケート結果の分析

7～8月の受講希望アンケートでは会員の受講希望場所がわかるため、それに応じて研修場所を決定します。研修場所は弁理士会の各地域会館となります。現在の受講希望者は100人程度であり、10名以上の受講希望者が見込めるのは主に東京、大阪、名古屋会場付近です。そのため、現在の開催会場は、東京、大阪、名古屋の現地開催となっております。また、その他の地域会で10名未満の受講希望者が受講できるように、人数が集まった地域でサテライト講義（集合研修のリアル配信講義）の開催もあります。

また、上記の「4～8月：能担実施管理」では、例えば、そのときに突発的に生じる出来事への対応を行います。能担は約5ヶ月間の長期研修のため、毎年色々な出来事があります。例えば、通常の欠席対応だけでなく、台風などの悪天候対応やサテライト講義の通信トラブルなどに対応しております。

その他、上のスケジュールには記載されておりませんが、何年かに一度のペースでテキストの修正計画を立案したり、能担に関する各種作業を行ったりしています。

## 2. 2 倫理研修

倫理研修にはe-ラーニング研修と集合研修があります。倫理研修の講師は、能担部とは別の機関により選定されます。各研修の企画・運営は以下のとおりです。

### (1) e-ラーニング研修

e-ラーニング研修は5年に1度の撮り直しなので、能担部の通常会務は特にありません。ただ、e-ラーニング研修受講は倫理研修の集合研修の受講資格にもなっているため、能担部ではe-ラーニング研修の受講履歴がない会員が倫理研修の集合研修を受講した際のトラブル対応を年に数度行っております。e-ラーニング研修の受講履歴がない会員が単に受講していない場合には会員の勘違いが原因なので殆どトラブルにならずに納得していただけるのですが、会員本人がe-ラーニング研修を受講したと主張しているのに研修システム上の受講履歴がない場合には会員本人と能担部担当副所長とで電話等による直接聞き取りの上で個別判断を行います。

### (2) 集合研修

次年度の倫理研修の集合研修実施にむけて、能担部は倫理研修の講師と年に1度1～2月頃に全体講師間会議を行っています。また、集合研修の講義終了後に講師から提出して頂いた講義報告書に目を通し、講義実施の改善を行っています。海外赴任している会員や、体調不良・育児・介護等で長時間の集合研修の出席ができない会員に対して、その欠席理由書の内容チェック、欠席用ビデオ受講の可否、講義ビデオの配布、講義レポートの内容チェックも能担部が行っております。

## 2. 3 民法・民事訴訟法の基礎研修

能力担保研修の講義内容は民事訴訟の実務が主体であり、その前提として民法・民事訴訟法の基礎知識を習得していることが必須です。この民法・民事訴訟法の基礎知識の取得は、本来自己研鑽で対応すべきものであることが理想です。しかし、理系出身が多い弁理士に対して独学を強要することは学習効率が悪く、また、大学等の教育機関の講義で民法・民事訴訟法の基礎知識を習得した会員であったとしても、その講義では一般的に不動産案件を例にして理解をしてきたため、知財案件において民法・民事訴訟法の知識をどのように活かせばよいか分かりづら

いという会員も一定数います。そこで、知財案件を例題にして民法・民事訴訟法の基礎知識を講義するのが「民法・民事訴訟法の基礎研修」です。

この基礎研修は当初、1回3時間の講義を民法・民事訴訟法で各5回、合計10回の講義を約3ヶ月間かけて東京及び大阪会場で行われる研修でした。また、基礎研修の終了後には確認テストが実施され、それに対する解説講義も実施しておりました。能力担保研修の受講希望者が定員を大幅に超えていた時代ではこの確認テストの結果も受講者選定のひとつの参考にしていました。その後、研修の充実化から講義回数を10回から14回に増やして東京会場のみで実施されてきました。

現在は、全国の会員の受講機会の提供と研修実施費用の削減の観点から、約10年前にe-ラーニング研修に移行されました。そのため、能担部では現在、約3年に一度の講義撮り直しの際、予算確認と撮影業者の選定、講師選定、講義修正箇所の確認、撮影スケジュールの立案、録画講義の内容チェック、等を行っております。

## 2. 4 侵害訴訟実務研修

侵害訴訟実務研修（付記研修）は主に付記弁理士が特定侵害訴訟に関する業務を行う上で必要となる座学や演習となっております。

### （1）座学研修

元々、付記研修の座学研修は、能担受講修了者が特定侵害訴訟に対応するため、著名な元裁判官と知財弁護士が講師となって具体的な実務体験を伝えるための「今だから話せる訴訟アレコレ」的な講義が始まりです。そのため、座学研修の開催時期は付記試験の合格発表後の翌年2月前後に開催されていました。また、直近の能担受講修了者が多く受講する傾向にあるため、座学研修の内容は当初3年間、知財弁護士による「訴訟提起前の対応」や元裁判官と知財弁護士2名による実際の有名裁判を題材とした対談など、おおむね同じ内容で開催されておりました。

その後は、講義内容を毎年刷新して年に1回のペースで開催されております。最近の座学研修では、鑑定書の実践講義を行いました。

### （2）演習研修

付記研修の演習では主に、実事件を模した架空事件に基づくシミュレーション研修を開催しております。そもそも、侵害訴訟実務研修の演習は当初、少数しかない特定侵害訴訟を扱う機会がない付記弁理士のフォローアップを目的としており、付記弁理士の義務研修にしようという試みもあったようですが、義務化反対の意見が挙がり、最終的には受講希望者のみが受講する現在の形態となっております。

また、付記研修の演習は別名、還元研修と呼ばれておりました。還元研修は、立命館大での特別プロジェクトの下で日弁連の法務研究財団が共催という形をとり、日弁連内部で知財弁護士向けに実施した特許法と商標法の各知財訴訟研修に対して弁理士会から選抜された5名の弁理士が特別に受講し、受講した弁理士が弁理士向けに同様の研修を還元したことが始まりです。

その後、東京・大阪・名古屋の各会場で年1回の順番に還元研修が開催されました。そして、何度も還元研修を受講する受講生のために還元研修の内容を少しずつ変更していきました。その後、各会場で還元研修を受けた弁理士が講師となり、各会場で別個の特色のある研修内容が開催されるようになったため、「還元研修」から現在の「侵害訴訟実務研修・演習」に様変わりしました。

そのような経緯もあって、演習の講義内容は架空事件に基づくシミュレーション研修が多く、各会場の複数の講師によって特色のテーマに設定されているため、付記弁理士であれば受講したいおすすめの研究となっております。

## 3. 能力担保・倫理研修部の変遷

次に、能力担保・倫理研修部がどのような活動をしてきたのかを変遷とともに説明していきます。私の手元にすべての議事録を残していなかったため、記憶に残っている会務の抜粋になってしまうことをお許し下さい。

### 3. 1 平成 15 (2003) 年度 (初年度)～平成 20 (2008) 年度 : 6 年目

私は平成 20 (2008) 年度 (6 年目) から能担部に所属したので、平成 15 年初年度～平成 19 年度 (5 年目) の 5 年間において能担部内で活動を行っていません。そのため、その 5 年間の情報補充については、過去の Patent 掲載の特集記事の記載<sup>(1)(2)</sup>や当時活動していた諸先輩方からの情報を思い出しながらかご説明します。

平成 14 年 4 月に公布された改正弁理士法及び平成 15 年 1 月 1 日に施行された弁理士法施行規則に基づき、平成 15 年度から毎年、日本弁理士会研修所が主体となって能担を実施しています。能担開講のための検討及び準備は平成 13 年から始まっており、日本弁理士会正副会長が特許庁や日弁連とも多数の協議を重ねて進めてきました。立案当初は付記弁理士制度案に対する弁護士からの反対意見もあり、特に受任形態で単独か共同かで議論になったと弁理士側のある当事者から伺っています。その後、研修所内に設置された能力担保研修部が主体となって企画・運営がなされることになりました。

能担開講初年度の受講可能数は約 850 人に設定されたのに対して受講希望者数は極めて多く、当選倍率が約 3 倍の人気研修でした。そのため、当時の能担部は一定の選定基準を設けました。例えば初年度の東京会場では、直近 5 年間の侵害訴訟補佐人経験が 5 回以上の弁理士は 100% の確率で受講でき、補佐人経験が 1～4 回の弁理士は 80% の確率で受講することができるようにしたようです。補佐人未経験の弁理士も約 30% の確率で受講できるようにしたようです。補佐人未経験の弁理士であって法学部出身でないものの選定においては、基礎研修の受講の有無も選定基準のひとつとして設けられていました。

また、希望の研修場所も全国に渡っていたため、能担開講初年度～2 年目では、東京、大阪、名古屋、中国・四国、九州会場を設定したそうです。当時は北陸地区での開催も検討していたようですが、研修が隔週開催となったことにより毎月の移動負担も大きくないと当時の能担部は考えたのか、北陸地区の弁理士は東京か大阪会場の土曜コース又は日曜コースに参加することで対応することになりました。

付記研修は、付記弁理士のフォローアップを目的としているため、能力担保研修部の担当となりました。能担部設立当初には付記研修の企画をしていなかったため、付記研修・演習 (還元研修) の企画・運営は能担 2～5 年目あたりに開始されたと思われます。付記研修の講師は全員、自動的に能担部の部員となっております。元裁判官と知財弁護士が対談する形式の付記研修の座学は能担 5 年目から開催され、以後、5～7 年目までの 3 年間、同様の講義形式で行われました。

付記試験の合格率が初年度で 70%、その後は 60% 台が続いたため、能担部では「試験合格に資するアドバイス集」という合格体験記を能担開始数年後には発行しております。私自身も能担受講生時代にお世話になった書籍であり、その中に合格のノウハウが沢山詰め込まれていたため、能担部員に所属するクラス委員長全員には各クラスに勉強方法を広めてほしい旨を私が部員になってから毎年伝えています。

また、初年度から基礎研修も開催されてきました。その当時の基礎研修の担当部署は基礎研修部であり、能力担保研修部とは別個に存在しておりました。そのため、当然のことながらこの頃はそれぞれの部で部員が異なりました。ただ、密接に関わる研修を担当する両部なので、重複在籍する部員はいました。

この当時の基礎研修は、弁理士会主催ではなく、大学に委託開催していました。初年度当時の委託先大学は、青山学院大学、慶應義塾大学、中央大学、日本大学、神奈川大学、立命館大学、関西大学、愛知大学、名城大学の 9 つの大学でした。その他、放送大学を基礎研修の受け皿として受講生を紹介した実績もあるようです。さらに、通学が困難な会員に向けて、大学に委託した基礎研修のビデオも作成され、そのビデオ講義が販売されていました。基礎研修の大学委託は 3 年前後で終了し、その後は弁理士会主催の基礎研修が集合研修方式で開催されることになりました。

また、現在とは異なり、基礎研修の受講後の別日には、大学の会場を借り切った基礎実力判定試験が実施されていました。基礎実力判定試験では約 60 分で試験を解答し、試験後すぐに解説講義が行われておりました。採点作業は後日に基礎研修部の各部員で手分けして行っており、採点結果は基礎研修部で把握しておりました。ただ、その採点結果は能担受講の選定基準に含めず、受講生の民法民訴の知識レベルを自身で客観評価するために用いられておりました。また、試験結果を踏まえて「特別基礎研修」も開催されておりました。

その他、倫理研修の担当は当時別の部で担当しており、能担部が倫理研修を担当することになるのはだいぶ先のことになります。

### 3. 2 平成 21 (2009) 年度：7 年目

当年度から能力担保研修部会と基礎研修部会が合同開催されることになりました。当時の議事録を確認すると、経緯を覚えていませんが私はなぜか両方の部に所属していたようです。部会後には合同懇親会を開催しており、両部の仲は非常に良かったと記憶しております。能力担保研修の研修効果向上の観点から、研修所としては基礎研修→能担→付記研修の3つの研修を受講して頂きたいこと、及び、能担の受講生が初年度と比較して約半数になって能担部及び基礎研修部の負担がそれぞれ減少したことに鑑みると、能力担保研修部と基礎研修部とが別々に活動する意義が薄れてきた時期だったのかもしれませんが。開催時間の配分としては、基礎研修部会が30分、能担部会が90分で合計2時間となっております。

また、私は在籍2年目にして早々に能担部副部長を互選により拝命しました。前年度の部会で発言が多く（＝やかましく）、出席率も高かったため、両者とも温厚な性格だった当時副所長の故・八木秀人先生と当時部長の原田寛先生が（仕方なく）私を選んで頂いたのかと予想します。

この頃の能担部では、1年任期の能担部員として部会参加をお願いしている能担の各クラス委員長からの報告、能担の各クラスの実施状況の確認、能担内の裁判所講義の調整、開講式・修了式における研修生代表あいさつの担当者選定（通常、クラス委員長）、付記研修の企画、などを話し合っておりました。受講者数は年々減少しているものの、実施内容が大きく変化する研修ではないことや研修トラブルも発生しなかったこともあり、議事進行自体は淡々と行われていた記憶があります。ただ、この頃から試験未合格者のフォロー対策をどうするかで頭を悩ませておりました。

付記研修についても、この当時は、座学については例年と同様、演習（還元研修）についても特許班や商標班のどちらがどこの会場で開催するかを検討するくらいで講義内容自体が大幅に変わることもなかったため、企画と実施報告を淡々と行い、検討する内容は多くなかったと記憶しています。

基礎研修部では、基礎研修の運営、基礎実力判定試験の運営、次年度能担受講希望アンケートの実施に関することが主な会務内容でした。また、大学委託での基礎研修がその当時の弁理士会主催の基礎研修の授業内容と異なっていたため、開催初年度に作成されたテキストが適応せず、サブテキストを別途用いて実施していたことが常態化しており、今後の検討課題となっております。また、基礎研修の申込状況が定員の5割を切っており、東京・大阪の2会場での開催が苦しくなっている時期でした。

いずれの部会も、例年同じ内容を検討しており、新企画が出にくい事務的な会議内容でした。そのため、この頃の部会の出席率は高いとは言えず、1/3～1/2以下の出席率も珍しくありませんでした。そのため、私がもし部長を引き受ける機会に恵まれたら、毎年何らかの新企画を立案し、部会出席を魅力的なものとして部員の出席率を上げたいと考えたのがこの頃だった気がします。

### 3. 3 平成 22 (2010) 年度：8 年目～平成 23 (2011) 年度：9 年目

平成 22 年度（8 年目）から能力担保研修部と基礎研修部が合併し、新たな能力担保研修部として新たな一歩を踏み出しました。また、付記研修講師の強制部員制度がなくなったことと、両部に所属していた部員が1つの部に所属することになったため、部員数が前年の約35名から15名弱と半数以上も減少しました。15名の部員が部会を全出席することも少なかったため、部会の平均出席者は5～10名程度と寂しい時期でした。

この頃の主な議題は、能力担保研修の受講希望事前アンケートでの希望者数と実際の能担受講者数とのズレが大きくなり、それが悪影響を及ぼし始めていることでした。

能担の企画段階ではアンケートからの予想受講者数から開催会場、クラス数及び講師数を決定しています。予想受講者数が実際の受講者数と大きくずれた場合、日弁連に講師依頼をした手前、弁理士会の都合で簡単に派遣講師数及び担当クラスを変更することが困難なため、1クラスあたりの受講者数を減少させて対応するしか方法があり

ません。その結果、受益者負担で収支トントンとなるようになってきた収支のバランスが崩れ始め、能担部はその対応に追われていました。単純に受講料を値上げすれば良いと考えるかもしれませんが、能担は法定研修であるがゆえに、1つひとつの規則を変えるにしても特許庁や関係各所に許可を取らねばならず、それにとまって説明責任も生じるため、受講料の値上げも簡単にはできない状況でした。そもそも、受講料自体も約20万円であり、無料研修が多い弁理士会主催の他の研修と比較すると極めて高額な有料研修であるため、受講料を値上げすると受講希望者が激減し、本末転倒な結果になりかねません。そのため、この問題は今後何年も検討していきました。

能担自体の改善点としては、開講式及び修了式の講師出席率が芳しくなく、特に修了式後の受講生懇親会に出席される講師が少ない問題点を解決するため、修了式の直前に当年度最後の講師間会議を設けて修了式および受講生懇親会への参加を呼びかけ、出席率の改善を実現しました。

また、この頃の主な議題の一つであった付記試験不合格者のフォロー対応でも、この当時の能担再受講案について特許庁が難色を示して実施できなかったため、有効な解決策を打ち出せていませんでした。現役受講生のための欠席用講義ビデオの視聴を付記試験不合格者に勧める案も出ました。しかしながら、付記試験不合格者の不合格原因の大多数が業務に時間を追われて学習時間がとれないことだったので、欠席用講義ビデオの視聴制度を試験導入しても、一部の講義を視聴した付記試験不合格者は数名いたものの、全講義の視聴希望者はいなかったと記憶しており、その案も付記試験不合格者対策の有効打とはなり得ませんでした。

一方、現役受講生に対する勉強フォローの一環として、一般会員の参加を条件とすることなく、能担受講生に限定して弁理士会館内で自主研修を開催することができるように、当会内での規制緩和を実現しました。

基礎研修については、この頃から東京会場のみで集合研修を行い、大阪会場にはサテライト配信をすることを検討しておりました。結局、平成23(2011)年度において基礎研修の内容及びテキストをリニューアルすることとなり、東京・大阪会場(後に東京会場のみ)で集合研修を行い、その集合研修を録画してe-ラーニング配信をすることになりました。その後は毎年、能担部員の1名がe-ラーニング配信の全講義を視聴し、修正がなければe-ラーニング配信をするという流れになりました。

### 3. 4 平成24(2012)年度：付記弁理士制度10周年記念シンポジウム開催

当年度から私は在籍5年目にして能担部部長を互選の上で拝命することとなりました。昨年度には前部長の原田先生からすでに打診をされており、就任する直前の3月にはすでに部長内定を認識しておりました。また、平成24(2012)年度から研修所所長が真田有先生から田村爾先生にバトンタッチされることも認識しておりました。そして、昨年度(平成23(2011)年度)末3月の研修所運営会議の懇親会の会場で事件が突如起こるのです。懇親会で田村先生が突然、「次年度(平成24(2012)年度)に能力担保研修10周年記念式典を開催するからよろしくね。」と前触れもなく私に告げられたのです。もしかしたら昨年度の研修所内の正副所長会議でその話題があったのかもしれませんが、少なくとも私は能担10周年記念式典を今年度で開催しなければならないことを全く存じておらず、何らの準備もしていませんでした。そのため、何の準備もしていない状況の3月末から「付記弁理士制度10周年記念シンポジウム」(当時の正式名称。以下「シンポジウム」と省略することがあります。)が開催された翌年2月20日までの約11ヶ月間、特に最初の6ヶ月間は怒涛の忙しさだったと記憶しております。また、シンポジウムだけでなく、能担や基礎研修の環境改善やフォローアップ関連でも拡充案を展開した年でもありました。

#### (1) シンポジウム関連

シンポジウム関連事業としては、主としてシンポジウム開催準備及びパテント誌への記念投稿です。シンポジウム開催では、大会場の予約(東京のニッショーホール)、日程確定、特許庁・裁判所・日弁連等への来賓者の出席要請、基調講演・パネルディスカッションの企画・運営、基調講演等の単位認定準備、シンポジウム後のレセプション(パーティー)の企画・運営、等です。基調講演では、当時の知的財産高等裁判所長(現・弁護士)の飯村敏明先生に「裁判所から見た付記弁理士の役割」のタイトルにて、能力担保研修の企画段階からご尽力頂いた弁護士の故・吉原省三先生には「弁護士から見た付記弁理士への期待」のタイトルにて講演を行って頂きました。特に

当時の知財高裁所長の飯村先生には弁理士にとって耳の痛い率直な意見も頂戴したことを未だに覚えております。また、パネルディスカッションでは、特定侵害訴訟や事務所経営が豊富な弁理士8名が登壇し、様々な意見が交わされました。部員や担当事務局の皆さんの多大なる尽力もあって、シンポジウムは短期準備期間だったにも拘わらず大成功になりました。

また、パテント誌へは、2012年12月号（パテント2012 Vol.65 No.12）において複数の記念投稿を各識者にお願いました。投稿本数は8本もあり、その内容は多岐にわたるものでした<sup>(2)~(9)</sup>。今読み返しても情報価値として十分に高いものとなったのではと自負しております。

## （2） 能担や基礎研修の環境改善やフォローアップ関連

能担ではこの当時、東京・大阪会場における受講生の合格率の差が顕著に現れていました。東京会場（東）の受講生の合格率が低く、大阪会場（西）の受講生の合格率が高いこともあって、能担部内ではこの現象を「西高東低」と表現していました。この西高東低現象を改善すべく、通常は東京の弁理士会館で開催される能担部会を関西会（当時の近畿支部）の会館で行い、その部会前に大阪会場出身の合格者に合格の秘訣を聞き取り調査しました。合格者によってその秘訣は細部で異なるものの、共通していたのは自主ゼミの運営と活用が上手いということでした。そこで、能担部ではクラス委員長を通じて能担受講生全体にその結果を情報提供しております。

基礎研修では、東京・大阪会場で集合研修とeラーニング配信とを併存させており、その受講者の地域分布を分析したところ、東京・大阪在勤の弁理士でもeラーニング配信の受講者が多数確認できました。集合研修とeラーニング配信とを併存させると、講師に対して集合研修の講師代金とeラーニング配信代金の2つの代金を支払うこととなります。そのため、この頃からeラーニング配信の一本化を検討すべきと考え始めました。

## （3）（仮）付記アドバンス研修制度の実施検討

能担部では、付記弁理士に向けて能力担保研修での講義範囲に含まれなかった分野（例：警告書、鑑定書、等）について学ぶシリーズ研修「（仮）付記アドバンス」制度の実施検討を当年度末から開始しました。検討のきっかけは、先のシンポジウムでの飯村判事による弁理士への耳の痛い指摘から、能力担保研修だけでは訴訟代理人として弁理士の実力不足を感じる弁理士が多いと講師弁護士や受講者アンケート等から感じたためです。「（仮）付記アドバンス」の当初の講義内容案としてはロースクールや司法修習に近い充実した研修内容を想定しており、クレームドラフティング、警告書作成、鑑定書作成、模擬裁判、和解交渉など、権利発生から権利活用まで包括的かつ実践的な研修にし、知財訴訟にまだ不慣れな弁護士も受講したくなるような魅力的な研修を目指しました。また、研修期間は少なくとも1年以上を検討し、研修終了後に弁理士会が認定し、国家資格までに段階的にランクアップしたいという思いもありました。最終的には（仮）付記アドバンス制度の実現はなりませんでしたが、今後何年か検討することとなりました。この検討に際し、部員であった黒崎文枝先生にはとても素晴らしい報告書を作成していただきました。

## 3. 5 平成 25 (2013) 年度～平成 26 (2014) 年度

平成 25 (2013) 年度から副所長が故・八木秀人先生から西野卓嗣先生に変わりました。副所長が西野先生に変わったことにより、所長と副所長で参加していた特許庁との会談に部長の私が参加することも増え始めました。

また、前年度の平成 24 (2012) 年度に前年度にはない色々な企画を立てて新しい事業が増えたからか、能担部会の出席率が格段に上がり、それに伴い部員数も徐々に増えていきました。

## （1） 時代変化への対応

この頃は能担開講 10 年を経過し、初年度の受講生では生じ得なかった様々な問題が散見されるようになりました。能担受講生の弁理士合格年度分布も直近合格が 8 割以上を占めているため、弁理士実務そのものの経験値が浅い弁理士が増え、それに対する能担の変化も求められました。例えば、実務不足で民法民訴の知識だけでなく、特

許又は商標のどちらかの知識レベルが足りていないといった講師意見や、浅い実務経験により実務から想像ができずテキストが分かりづらいといった受講生意見です。また、時代も IT 技術が盛んになり、紙資料からデジタル資料へ変化し始めたのもこの頃です。デジタル資料が増えると紙資料の重さが気になるのか、複数冊（たしか7冊）で構成される能担テキスト（以後、「旧テキスト」と言います。）が重くて講義に全テキストを持ってくるのが辛すぎるという受講生意見が例年よりも多く聞かれました。

## （2）テキスト改訂

能担の具体的な変更計画としては、複数冊の旧テキストの大幅改訂企画です。旧テキストの作成は能担立案から開講まで2年もない短期間だったこともあり、開講直前に急ピッチで行われました。旧テキストの内容は知財訴訟に特化した数少ない良書でありました。基本をしっかりと抑えており、私は個人的に気に入っていました。ただ、急ピッチで作成されたため、複数冊の旧テキスト間で重複記載があったり、重複記載が原因で旧テキストの合計ページ数が増えて持ち運びするには極めて重いものになっていたり、使い勝手の観点からは改善の余地がありました。そのため、旧テキストの改善点を検討し、それを改訂作業に反映させました。また、弁護士の川田篤先生を筆頭編集者として各法域の執筆担当に知財弁護士を配置し、重複記載がないように配慮いたしました。旧テキストでは判例テキストも用意しておりましたが、移り変わりの激しい時代で最新の判例に個別対応するため、市販本である有斐閣の「知的財産法判例集」を採用することにしました。改訂作業は、平成 25（2013）年度に企画し、翌年に改訂作業を行いました。その結果、その翌年の平成 27（2015）年度から新テキストを能担に採用することとなりました。

## （3）講師レジメの統一

能担講師は自前の講師レジメ及び配布レジメを用意していました。各年度の講師間会議で講義の統一化を図るべく入念に会議を行っていますが、受講コースによって配布レジメが異なることや教える内容に違いが生じ、それにより受講生間で小さな不満が生じていました。そのため、講師レジメ及び配布レジメを講師間で共有化し、共有レジメで講義を行うよう調整しました。

## （4）能担の再受講者の受け入れ

不合格者対策の一環として、能担の再受講者の受け入れを再検討しました。以前は特許庁から許可が下りなかった案ですが、この頃になると能担受講希望者も開始当初からかなり減少し、再受講者の受け入れによって新規受講希望者が受講できないといったこともなくなりました。そのため、平成 26（2014）年度に能担の再受講者の受け入れ案を特許庁に打診したところ、特許庁から許可が下りたため、平成 27（2015）年度から能担の再受講生の受け入れを開始しました。

## （5）付記弁理士の名称検討

「付記弁理士」は俗称なので公式名称ではありませんが、「付記弁理士」以外の名称で「特定侵害訴訟代理業務の対応が可能な弁理士」を短く呼称する言葉もなく、弁理士業界で「付記弁理士」は通称として広く使われています。これを弁理士以外の分野でもわかりやすく、かつ、短く表す言葉を作れないかということで、付記弁理士の名称変更を検討する議論も行われました。これも長年検討されましたが、法律上の規制や反対意見等の考慮もあり、結局のところ、現時点で「付記弁理士」に変わる良い名称を提供するには至っておりません。

## （6）倫理研修の対応

平成 25（2013）年度から「能力担保研修部」の名称が「能力担保・倫理研修部」に変更になりました。名前に追加された通り、それまで研修所内の他の部が担当していた倫理研修の担当部が部編成に伴いなくなってしまったため、能担部が新たに担当することとなりました。

### 3. 6 平成 27 (2015) 年度～平成 30 (2018) 年度

平成 27 (2015) 年度から副所長が西野卓嗣先生から小職に変わりました。これまで歴任した能担当副所長が経験豊富な大先輩方だったため、当時 38 歳だった小職がその役目を果たせるか自分自身疑問でしたが、与えられた運命を全うすべく、自分なりに取り組んでいきました。

#### (1) 能担サテライト化の検討

私が副所長になって最も実現しなかった企画です。この当時の能担は現地での集合研修方式しかなく、コロナ禍後の現在では当たり前となった zoom や Teams などのウェブ会議システムも一般化されていなかったこともあり、この当時での実現は極めて難しいものでした。また、能担開講時の日弁連との約束により、e-ラーニング配信のような講師から受講生への一方向講義でなく、講師と受講生との間を双方向講義とする方式が前提の関係法規となっていたため、関係法規の改正も必要となりました。

私自身、発案はしたものの実現するのは困難と考えておりましたが、時の運なのか、その当時の特許庁担当者が柔軟な考えの持ち主で、特許庁との定例会合で能担サテライト実施案を提示したらすんなりと特許庁内で検討して頂けたため、発案一年目の平成 27 (2015) 年度に企画が採用されました。

その後、関係法規の改正を行い、平成 28 (2016) 年度に会場運営のノウハウが豊富な名古屋会場をサテライト会場とした第 1 回のサテライト配信を実施しました。サテライト配信の方式としては弁理士会館設置の TV 会議システムを用いており、東京会場の授業を名古屋会場にリアル配信するものでした。また、その際に生じた課題点を平成 29 (2017) 年度に更に修正した上で問題点を改善し、次年度の平成 30 (2018) 年度に九州会 (当時の九州支部) にてサテライト配信を行いました。その後は、ほぼ毎年、各地域会の会場でサテライト配信が実施されております。

#### (2) 基礎研修の提供方法の変更

受講生の集合研修参加率の低さと e-ラーニング配信の受講率の向上、及び、研修提供費用の削減を行うことによる受講料負担の軽減の観点から「集合研修の毎年開催」から「集合研修 1 回開講 + e-ラーニング収録 1 回で 3 年使用」に切り替える検討を平成 30 (2018) 年度に行いました。これにより、次年度の令和元 (2019) 年度から集合研修の開講が 3 年に 1 回となり、総合コース (民法・民事訴訟法全 14 回のセットコース) の受講料を 86,400 円から半額以下の 32,400 円に値下げしました。さらに翌年から現在に至るまで 24,200 円まで値下げして基礎研修を e-ラーニング配信で提供しています。

#### (3) 倫理研修の受講形態の見直し

高齢の弁理士の受講負担や、出産・介護で自宅等を長時間離れることができない弁理士等のため、5 時間の倫理研修の集合研修について、ビデオ受講や複数日分割受講を認める制度を平成 30 (2018) 年度に企画し、翌年の令和元 (2019) 年からスタートさせました。

#### (4) 能担テキスト採用の判例本の廃止

有斐閣の「知的財産法判例集」が諸事情により使用できなくなったことに伴い、判例テキストをあえて用意せず、共通レジュメとして判例リストを講師側で事前作成し、判例を引用する際には講師から事前に指定して受講生が各自用意するスタイルを採用しました。

### 3. 7 令和元 (2019) 年度以降

私は副所長職を平成 27 (2015) 年度から 4 年間務め、その後の令和元 (2019) 年度から当時の部長であった真柴俊一郎先生に副所長職をお願いいたしました。真柴副所長時代の 4 年間のうち令和 2 (2020) 年度からの 3 年間はコロナ禍による激動の時期であり、真柴副所長は大変な思いをされて会務活動をなさっていたことと存じます。改

めて敬意を表します。この時代に大きく変化したことは、コロナの影響で人が集合できなくなったこともあり、能担がリアル開催でなく zoom 開催に一時的に変更されました。従前に能担サテライト化を実施していたこともあり、機材対応のノウハウはあったものの、出席管理や受講効果の担保など、とても大変な作業を強いられました。

また、令和元（2019）年度から部長であった小松邦光先生は令和 5（2023）年から副所長になり、同年度から北村吉章先生が部長を務められております。能担部をよく知るお二人が今後の能担部を引っ張っていくので、今後も能担部の未来は明るいことと想像します。

#### 4. おわりに

私は副所長退任後に能担部から離れようとも思いましたが、すでに我が家同然の能担部は居心地がよく、新しく加入する部員のサポート役として何らかのお役に立てるのではと思います、未だに能担部の平部員として在籍しております。現在の能担部員においては在籍年数が長い人も多数いるため、そろそろ私も能担部を去る時期になってきたのかもしれない。

思えば能担部に在籍し、多数の弁理士や弁護士の先生方、他の研修所所属の会員、弁理士会役員、弁理士会事務員、特許庁担当者など、いろいろな人々と関わりを持たせて頂きました。その交流のすべてが自分の財産となっていることをこの執筆によりあらためて感じました。この場をお借りしてお礼申し上げます。できるなら能担部関連で関わったすべての人のお名前を記載してお礼を述べたいところですが、紙面の都合から、すべての人のお名前の記載はかなわないことをご容赦ください。

今後も能力担保研修その他の担当研修や能担部が発展し、弁理士のためになるよう心より祈っています。

#### (参考文献)

- (1) 川久保 新一、パテント Vol.56 No.2 「能力担保研修の準備状況および今後の予定」
- (2) 平成 24 年度日本弁理士会研修所、パテント Vol.65 No.12 「能力担保研修に関する歴史と将来を展望する座談会」
- (3) 小松 陽一郎、パテント Vol.65 No.12 「(論考) 付記登録と広義の知財紛争スキルを生かす場」
- (4) 大西 達夫、パテント Vol.65 No.12 「(論考) 付記弁理士の資質向上と今後の課題—弁護士 + a の視点から—」
- (5) 小林 良平、パテント Vol.65 No.12 「(考察) 付記弁理士雑感」
- (6) 大場 弘行、パテント Vol.65 No.12 「(論考) 企業における付記弁理士—その役割、メリット、付記登録の重要性—」
- (7) 龍華 明裕、パテント Vol.65 No.12 「(論考) 付記の資格をいかに経営に活かすか」
- (8) 吉井 剛、パテント Vol.65 No.12 「(論考) 付記制度と地方弁理士」
- (9) 高橋 淳、パテント Vol.65 No.12 「(考察) 能力担保研修回顧—理想と現実の狭間で—」

(原稿受領 2023.8.2)